

新潟県雪国型ZEH等導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、家庭における温室効果ガス排出量削減と雪国型ZEHの普及等による本県全域での脱炭素化の推進を図るため、脱炭素化に資する雪国型ZEHや太陽光発電設備等の導入を行う者に対し、予算の範囲内でそれら設備等の導入をパッケージで支援するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）及び新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雪国型ZEH

以下のすべての基準を満たす住宅

- ア ZEHフォローアップ委員会「ZEH+の「外皮性能の更なる強化」の暫定措置の今後の取扱いについて（令和5年3月31日）」における「【参考資料2】戸建住宅におけるZEHの定義一覧表」で定める『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Orientedのいずれかの要件に該当し、目指すべき水準も満たすこと
- イ 断熱性能は、一般社団法人20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会（以下「HEAT20」という）の基準のG1（外皮性能UA値（外皮平均熱貫流率）が地域区分4では0.46以下、地域区分5では0.48以下）以上（それよりも低い値）とする
- 地域区分4：小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
- 地域区分5：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
- ウ 気密性能は、HEAT20で推奨されている気密性能C値（隙間相当面積）1.0以下とする
- エ 太陽光発電設備を原則導入するものとする（PPAモデル（電力販売契約）等による設置を除く）

(2) 環境価値

省エネルギーや再生可能エネルギーが持つ温室効果ガスの排出削減という付加価値をいう

(3) 補助対象設備等

別表 1 に掲げる設備等であって、同表の要件を満たすもの

(4) 補助対象事業

補助対象設備等を、別表 2 のとおり単独または複数設備等の組合せのパッケージの中から選択して設置するもの

(5) 補助対象者

補助対象事業を実施する者であって、次のいずれにも該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員とその者が属する世帯員でないこと

イ 県税の未納がないこと

(6) 補助事業

第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業

(7) 補助事業者

第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表 3 に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 この補助金の補助率及び補助上限額は、別表 4 のとおりとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象者ごとに各年度 1 回を限度とする。

(交付の条件)

第 4 条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助対象設備等について、国から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けるための申請をしないこと。

(2) 補助事業の内容又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならないこと。

(6) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別しておかななければならないこと。

(7) 脱炭素化に資する設備等の普及促進を図るため、補助対象設備の使用状況等（住宅の省エネ効果や太陽光発電設備の発電状況等）に関する知事からのデータ提供依頼があった場合に、協力すること。

(8) 補助事業に係る設置工事について、県内に主たる事業所を置く法人、団体（国、

地方公共団体を除く。) 、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体が施工するものであって、交付決定日以降に着手し、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること。

- (9) 雪国型ZEHを設置する場合は、新潟県雪国型ZEHビルダー・プランナー登録制度に申請している雪国型ZEHプランナーが設計又は雪国型ZEHビルダーが施工するものであること。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請する補助対象者は、別記第1号様式による交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請受付期間終了後、当該書類の審査により、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付の決定を行う。ただし、申請による補助予定額の合計が予算を超える場合には、交付申請書の内容から本補助金の目的等を踏まえて、予算の範囲内で補助事業を決定するものとする。

2 知事は前項の決定に関して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、第1項の規定により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

(変更の承認申請)

第7条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、知事から求められた場合に行うものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた年度内に補助事業の完了が見込めないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(実績報告)

第13条 規則第12条前段の規定による実績報告書は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業が完了した日（第4条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第15条 補助金の支払は精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合においては、補助金を概算払することができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助対象設備等の管理)

第16条 補助事業者は、補助対象設備等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な管理、運用を図らなければならない。

- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）」への登録を行わないこと。

(財産処分の制限)

- 第17条 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、法定耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第6号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。令和7年9月5日以前に第6条に基づく交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。ただし、令和7年9月5日以降に第4条第2号の規定による知事の承認を受ける補助事業については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

【別表 1】補助対象設備等

設備等	要件
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時居住する住宅であって専用住宅であること又は、常時居住する住宅の一部に店舗等の非住居部分があるが、住居部分の床面積が総床面積の1/2以上（以下本表において「併用住宅」という。）であること。
雪国型ZEH	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者が自ら居住する目的で、雪国型ZEH（併用住宅においては、住居部分が雪国型ZEHの基準を満たすもの）を県内（南魚沼市の区域を除く）に新築し、または新築されたものを購入するものであること。 ・ エネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、県又は国の求めに応じて、必要な情報提供に協力すること。
太陽光発電設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助事業によって設置する雪国型ZEHに設置するもの又は、補助対象者が自ら常時居住する県内（新発田市及び南魚沼市の区域を除く）の専用住宅において、新たに設置するもの（補助対象者が当該住宅の所有者でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）。 ・ 商用化され、導入実績のあるもの。 ・ 中古のものでないこと。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に導入（増設は除く。）して新たに発電を開始するものであること。 ・ 10kW未満であること。 ・ 当該設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家（電力の消費者をいう。以下同じ。）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができること。 ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しないこと。 ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ・ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（2017年資源エネルギー庁策定）に定める遵守事項（ただし、もっぱらFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。）を遵守できる者であること。 ・ 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅内で消費すること。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助事業によって設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

設備等	要件
	<ul style="list-style-type: none"> ・155,000円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）以下のものであること。 ・別表1-1の仕様を満たすこと。
<p style="text-align: center;">車載型蓄電池 （電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業によって設置する太陽光発電設備及び充放電設備の付帯設備であること。 ・原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。 ・通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。 ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の「補助対象車両一覧」の銘柄であること。
<p style="text-align: center;">充放電設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業によって設置する太陽光発電設備及び車載型蓄電池の付帯設備であること。 ・充放電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。 ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄であること。
<p style="text-align: center;">地中熱設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業によって設置する雪国型ZEHに設置するもの又は、補助対象者が自ら常時居住する県内の専用住宅において、新たに設置するもの（補助対象者が当該住宅の所有者でない場合は、当該設置について所有者の書面による承諾を受けているもの）。 ・商用化され、導入実績のあるもの。 ・中古のものでないこと。 ・暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。

【別表1-1】蓄電池の仕様

項目	仕様
蓄電池パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※ 初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
性能表示基準	<ul style="list-style-type: none"> ・初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 ○初期実効容量 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413を参照すること） ○定格出力 <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。 ○出力可能時間の例示 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ・購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのい

項目	仕様
	<p>ずれかとする。</p> <p>○保有期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 <p>○廃棄方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>○アフターサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。
蓄電池部安全基準	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715 C8715-2」に準拠したものであること。 ※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715 C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。
蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム部が「JIS C4412 C4412-1」又は「JIS C4412 C4412-2」に準拠したものであること。 ※ 「JIS C4412 C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412 C4412-1」又は「JIS C4412 C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であ

項目	仕様
	<p>ること、かつ、IECEEIECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>
保証期間	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JIS C 4413で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
定格容量 1 kWh当たりの価格	<ul style="list-style-type: none"> ・12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。

【別表2】補助対象設備の組合せ

A～Gのパッケージから選択して申請するものとする。

可能な組合せ	A	B	C	D	E	F	G	H	I
雪国型ZEH	○	○	○	○	—	—	—	○	—
太陽光発電設備	○	○	—	—	○	○	—	○	○
蓄電池	○	—	—	—	○	—	—	—	—
車載型蓄電池	—	—	—	—	—	—	—	○	○
充放電設備	—	—	—	—	—	—	—	○	○
地中熱設備	—	—	○	—	—	—	○	—	—

【別表3】補助対象経費

区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

【別表4】補助率及び補助上限額

補助対象設備	補助率等	補助上限額
住 宅		
雪国型ZEH	65万円（定額）	65万円
太陽光発電設備等		
太陽光発電設備	7万円/kW（定額） 最大出力（kW表示の小数点以下は、切り捨てる。）に1kW当たり7万円を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	31.5万円
蓄電池	3分の1 補助対象経費の実支出額の3分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	25万円
車載型蓄電池 （電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）	蓄電容量(kWh)×1/2×4万円 蓄電容量(kWh)の2分の1の額に4万円を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）交付額
充放電設備	2分の1 充放電設備の導入に必要な経費の2分の1	45万円
地中熱設備	3分の2 補助対象経費の実支出額の3分の2の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	150万円